

様式第10号（第6条関係）

5.5.17

令和5年5月17日

（あて先）岐阜市議会議長 様

会 派 名
代表者氏名
又は
議 員 氏 名 箕輪光頭

令和5年度政務活動費収支報告書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

収支報告の期間 令和5年4月1日 から 令和5年4月30日まで

1 収 入	政務活動費	150,000 円	
2 支 出			
(単位：円)			
項 目	金 額	摘 要	
調査研究費	8,172	燃料費	
研 修 費	0		
要請・陳情活動費	0		
会 議 費	0		
資料作成費	0		
資料購入費	17,673	各種新聞購読料	
広報広聴費	0		
事 務 費	22,112	電話代、コピー機リース代	
合 計	47,957		
3 残 額	102,043 円		

（注）摘要欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第11号（第6条関係）

55.17
岐阜市議会

令和5年5月17日

（あて先）岐阜市議会議長 様

会 派 名
代表者氏名
又は
議 員 氏 名 箕輪光顕

令和5年度政務活動費に係る政務活動実績報告書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり令和5年度政務活動費に係る政務活動の実績について報告します。

記

1 実績報告の期間

令和5年4月1日 から 令和5年4月30日まで

2 政務活動の概要

- （1）地域の諸要望に対し調査活動を行うことにより、整備等に努めた。
- （2）複数の新聞を購読し、情報収集に努めた。

請求書

毎度有難う御座居ます。
下記の通り御請求申し上げます。

有限会社勢引商事
勢引 給油所
〒501-2527
岐阜市 門屋 勢引 13-2

お問い合わせは ☎0582-29-3558

1頁

〒
岐阜市太郎丸諏訪6番地

箕輪
光顯 様

お客様コード
ご請求 23年 3月31日
お支払 23年 4月20日

月日	伝票番号	商 品 名	数 量	単 位	単 価	お買上金額	ご入金額	代 行
3	610193	2月分(前月) 繰越残高合計 御入金(現金) 2月分商品代値引 調整分消費税 0000 合計						
3	410021	出光ゼアス	2951	ℓ	147	4337		
3	110063	出光ゼアス	4098	ℓ	147	6024		
3	2010073	出光ゼアス	3060	ℓ	147	4498		
		小計(10%対象)				14859		
		消費税(10%)合計				1486		
		0308 合計				16345		
数 量 合 計						入金合計		
ハイオク						売上合計	16345	
レギュラー						今回消費税(1485)	
灯 油								
軽 油								
自動車用潤滑油								
10109								

④ 前月ご請求額	⑤ 当月ご入金額	⑥	⑦ 差引繰越額	⑧ 当月お買上額	⑨ 当月ご請求額
			9	0	16345
				16345	16345

お振込は きふ農業協同組合三輪支店 9417605

岐阜信用金庫三田洞支店普通 0906854
口座名 有限会社 勢引商事

経 理 簿

6 資料購入費

年月日	番号	摘 要	支出額(円)	備 考
5. 4. 25	1	日本農業新聞代(3月分)	2,623	
5. 4. 25	2	中日新聞代(4月分)	3,400	
5. 4. 28	3	岐阜新聞、日本経済新聞、産経新聞代(4月分)	11,650	
		合計	17,673	

支 払 伝 票

会派又は議員名	箕輪光顕	経 理 番 号	6-2										
作 成 年 月 日	令和 5 年 4 月 25 日												
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費												
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">4</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">0</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> </table>			金 額		百万		千	3	4	0	0	円
金 額		百万		千	3	4	0	0	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 3,400 × 100% = 3,400												
使 途 内 容	中日新聞代 (R5. 4月分)												

<領収書貼付欄>

領 収 証

太郎丸諏訪
箕輪 光顕 様

6

令和 5年 4月分
お問合せNo. 3592
(220) 517.00集金
(8% 3,400円)
(10% 0円)

品 名 (*は軽減税率対象)	冊数	金 額	備 考
*中日新聞 朝刊	1	3,400	

新聞購読料のお支払いを自動振替にしませんか？
自動引落の方で振替不能の場合は後日集金に伺わせていただきます。

中日新聞高富専売所
朝日・日経新聞高富北部専売所
(有)土井新聞舗
山梨市高富1170番地
TEL (0581) 22-1159
FAX (0581) 22-5599

3,400 円

毎度ご購読有難うございます。
上記金額には消費税が含まれています。

複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。
なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。

4/25



〒501-2573
岐阜市太郎丸諏訪6

箕輪 光顕 様



023053201003142483

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-0500
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒461 名古屋市長区東桜1-14-11
-0005 DPスクエア東桜 11階

8515A01040001-000041

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等



年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2023年 4月分	6,901円	2023年 4月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	6,901円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
 ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
 ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2023年 5月 3日
NTTファイナンス株式会
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70



〒501-2573
岐阜市太郎丸諏訪6

箕輪 光頭 様



023053201040814159

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-0500
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
-0005 DPスクエア東桜 11階

8515A01040001-000103

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等 090-XXXXXXXXXX

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2023年 4月分	15,757円	2023年 4月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	15,757円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
 ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
 ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2023年 5月12日
NTTファイナンス株式会XXXXXXXXXX
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

物品リース契約書

箕輪光頭（以下「甲」という。）と 株式会社高修（以下「乙」という。）との間において、次の条項により物品のリース契約を締結する。

（総 則）

第1条 契約する品名、規格及びリース料は、次表に掲げるとおりとする。

品名	規格	1ヶ月当たりのリース料	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	概要	備考
電子複写料	RICOH IM C2000	15,994円	1,184円	機器のリース及び点検保守サービスを含む	令和元年5月1日～令和元年9月30日
		16,291円	1,481円		令和元年10月1日～令和5年4月30日

ただし、法律の改正により消費税等の税率が変更された場合には、当該法律の施行日以降における上記の消費税等相当の額は、変更後の税率により計算した額とし、契約金額は、その額を含めた額とする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して、売掛債権（第4条第2項に規定する乙の代金の支払いの請求に係る権利をいう。次項において同じ。）を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による売掛債権の譲渡に関する甲への通知（債権譲渡登記がされたことの通知を含む。以下この項において「通知」という。）が、甲の乙への支払い手続き（甲が第4条第2項の規定による乙からの支払い請求に基づき、乙を当該代金の債権者として確定し、乙に支払いをするために甲が行う一連の手続きをいう。）の完了後に甲に到達した場合、乙は、民法（明治29年法律第89号）第467条第1項、及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第1項の規定にかかわらず、当該通知の内容を甲に対抗することができない。

（納入期間及び納入）

第3条 契約期間は、令和元年5月1日から令和4年3月30日までとする。この間において、乙は甲の指示する数量の物件を甲の指示する方法によって納入しなければならない。

（契約の解除）

第4条 甲は、乙がこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除できるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は賠償の責めを負わないものとする。

（談合その他不正行為による解除）

第4条の2 甲は、乙（乙が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止、及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第

54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行政事件訴訟法」という。）第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）

- (2) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、乙が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 前号の命令により、乙等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入れ（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

（その他）

第5条 この契約に定めない事項は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年5月1日

甲 岐阜市太郎丸諏訪6番地
箕輪光頭

乙 岐阜市高修町2番地
株式会社高修 印

2字挿入


5年

御 請 求 書

No. _____

令和 5 年 4 月 4 日

箕輪 光顕 様

TAKASHU OA &  フィス

株式会社 高 修

代表取締役  高橋 三幸

毎度ありがとうございます

下記の通り御請求申し上げます

□営業部：〒502-0936
岐阜市萱場南1丁目15番地
TEL 058-295-5515
FAX 058-295-6868

□本 社：〒500-8882
岐阜市西野町6丁目2番地

合 計 金 額 ¥16,291 -

取引銀行 十六銀行 西野町支店 普通 0114463

品 名 ・ 規 格 ・ 品 番	明 細		金 額
A3複合機 リコー IM C2000F	16,291	1回	16,291
テーブル TB3020付き			(内税1,481)
ご請求分対象期間 : 2023/4/1~2023/4/30			
合 計	計		¥16,291